

第6回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1 日 時 令和2年9月25日(金) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員数
- | | | |
|------|-----|--------|
| 農業委員 | | 10名 |
| 会 長 | 8番 | 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 1番 | 矢崎 勝美 |
| 会長代理 | 4番 | 小松 眞知男 |
| 農業委員 | 2番 | 一ノ瀬 和廣 |
| | 3番 | 後町 千文 |
| | 6番 | 笠原 清一 |
| | 7番 | 藤森 茂喜 |
| | 9番 | 小松 賢次 |
| | 10番 | 飯田 吉三 |
| | 12番 | 小松 忠一 |
- 農地利用最適化推進委員 9名
- | | |
|--|-------|
| | 溝口 稔 |
| | 宮澤 利明 |
| | 宮坂 俊作 |
| | 松木 敏文 |
| | 藤森 英幸 |
| | 岩波 丈夫 |
| | 矢澤 直治 |
| | 林 正勝 |
| | 笠原 一光 |
- 4 欠席委員 5番 關 真梨子
推進委員 小池 義房
- 5 農業委員会事務局 局 長 小平 茂徳
次 長 小泉 敏宏
主 査 武居 昌紀
- 6 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告(合意解約)
報告第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設(移動通信基地局)の設置
- 7 署名委員 10番 飯田 吉三
12番 小松 忠一
- 8 会議の概要 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は適正に行われている(該当議案において退室、議事に参与せず)

○委員会成立報告	
事務局 (小平茂徳局長)	<p>皆さんこんにちは。定刻前ですが、予定の皆さんがお揃いになりましたので、只今から令和2年度第6回諏訪市農業委員会を開会致します。</p> <p>本日の欠席農業委員は5番關真梨子委員です。11名中10名出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。</p> <p>また、欠席農地利用最適化推進委員は小池義房委員です。出席委員9名です。</p>
○議事録署名人の指名	
事務局 (小平茂徳局長)	<p>諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に10番の飯田吉三委員、12番の小松忠一委員を指名します。それでは以後の進行を小泉会長にお願いします。</p>
○会長あいさつ	
会長 (小泉幸善会長)	<p>皆様ご苦労様です。久しぶりの雨で良いのか悪いのか、ちょうど稲刈りの時期で。</p> <p>今月は非常に件数が少ないです。これもコロナの影響ということかと思いますが、これより9月度の農業委員会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。1ページ 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請。この件についてはここにいる〇〇委員が関係しますので、この審議の間申し訳ありませんが退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員別室に移動。)</p> <p>この案件は、5ページ 報告事項 これに関係ありますので、審議に入る前に事務局より報告をしてもらい、そのあと審議に入ります。</p>

○報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告(合意解約)	
事務局 (武居昌紀主査)	[資料を基に説明] (第3条申請をするため、現在使用貸借をしている農地について合意解約したもの。)

○議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について	
7番 (藤森茂喜委員)	担当、湖南の藤森から説明します。 所在は大字湖南、字馬場通。地番が〇〇番と〇〇番です。地目は台帳現況とも田。面積は〇〇㎡と〇〇㎡の計〇〇㎡です。 場所は[詳細な説明]となります。 契約内容は売買です。譲渡人は〇〇さん(〇〇委員)、耕作面積は〇〇㎡の畑があります。理由は、耕作することが困難になってきたから。 譲受人は、〇〇さんです。耕作面積は、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡、計〇〇㎡です。理由は、申請地を取得し耕作したいとのこと。 売買で坪〇〇円ということで、〇〇万円となります。以上です。
会長 (小泉幸善会長)	ありがとうございました。この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成であります。 (〇〇委員席に戻る) では審議に戻ります。2ページ 農地法第5条の規定による許可申請 No. 24 高島四丁目 このことについて、説明をお願いします。

○議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について	
推進委員 (宮坂俊作委員)	<p>小和田の宮坂から説明します。</p> <p>所在は高島四丁目。地番〇〇番。場所は〔詳細な説明〕です。</p> <p>地目は田、現況不耕作で草がぼうぼうと。面積は〇〇㎡。</p> <p>申請目的は駐車場を設置したい。近隣アパート用の駐車場としたい。</p> <p>申請人は譲渡人が〇〇さん。譲受人が〔不動産管理会社〕。契約内容は売買です。</p> <p>周りには農地はなく住宅地で農地への影響はない。</p> <p>近隣の賃貸アパート〇棟〇〇世帯を〔譲受人〕が持っているわけですが、居住者用の駐車場が少なく、入居者の新規確保を図るため駐車場を設置したいと。譲渡人は遠方におり、耕作が不可能ということでありです。</p> <p>雨水は自然浸透。雑排水はありません。小和田牧野農業協同組合との同意書も添付されています。</p> <p>資金は〔金融機関〕から〇〇万円の借入。内訳は土地〇〇万円、坪あたり約〇〇円。造成に〇〇万円ということです。以上です。</p>
会長 (小泉幸善会長)	<p>ありがとうございました。この件に関してご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>では、この件許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。</p> <p>続いて、3ページ No.25 上諏訪鍛冶畑 この件は、小池委員欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (武居昌紀主査)	<p>3ページの案件について事務局から説明します。</p> <p>場所は上諏訪の鍛冶畑〇〇番です。場所は〔詳細な説明〕となります。この地域は用途地域内ですので第3種農地として判断しています。</p> <p>契約内容は使用貸借。父が息子夫婦の住宅用地として土地を貸出し転用するものです。使用貸人・父は〇〇さん、息子は現在〇〇在住の〇〇さんとなります。</p> <p>この場所は〇〇㎡ほどの畑ですが、それを分筆し〇〇㎡を住宅用地として転用します。残りは父がそのまま耕作し、息子夫婦に野菜を供給するそうです。</p> <p>西と南は道路となっています。東側は住宅、北側は農地となっていますが、通路と階段を挟み且つ一段高くなっているため影響なし。申請建物についても平屋ですので日照関係の影響も軽微かと思われます。</p> <p>雨水は敷地内に自然浸透、雑排水は公共下水道に接続します。</p> <p>資金計画〇〇万円ですが、〔金融機関〕から借りるということで融資証明が付いていますので、間違いのないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
会長 (小泉幸善会長)	<p>ありがとうございました。この件に関してご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>では、No.25、この件許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。</p> <p>続いて4ページ No.26 中洲豆田 この件について、説明をお願いします。</p>
1番 (矢崎勝美委員)	<p>担当の矢崎から説明します。</p> <p>所在は、中洲豆田〇〇番。中洲小学校の東側、インターチェンジとの間が区画整理され、3分の2が住宅となり、3分の1が農地として残っているような場所となります。台帳は田、現況は家庭菜園で面積は〇〇㎡です。</p> <p>今回申請人〇〇さんの土地を娘婿である〇〇さんにお貸しし、娘夫婦がそこに自分たちの家を建てるということで、2階建て1棟の設計図が届いています。建築面積は〇〇㎡です。</p>

	<p>当該地域は中高層住宅地域であり、全部埋まってしまう勢いで家が建っています。上下水道等は特に問題なく、また隣地農地には悪影響は考えられない。中金子区に対して確約書が提出され、近隣の農家にも説明され口頭での了承を得ているということです。</p> <p>建築費については[金融機関]からの融資証明がついており〇〇万円を予定しているとのことです。周辺の農業経営に大きな問題は無かろうかと思えます。以上です。</p>
<p>会長 (小泉幸善会長)</p>	<p>ありがとうございました。この件に関してご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>では、No.26、この件許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。</p> <p>今月の議案は以上です。報告事項6ページの報告をお願いします。</p>

○報告第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設(移動通信基地局)
の設置

事務局 (武居昌紀主査)	[資料を基に説明]
-----------------	-----------

次回予定(第7回 令和2年10月26日(月曜日) 302会議室で2時から)を確認
農地パトロール他、スケジュールを確認
情報共有事項を説明し閉会